

⓪ 違反是正

中東北の拠点都市「一関」

当市は、岩手県の南端に位置し、南部は宮城県、西部は奥羽山脈を隔て秋田県との県境に接しており、消防本部の管轄面積は1,319.64㎢、管内人口は135,517人である。

また、首都圏からは東北新幹線で約2時間20分であり、県庁所在地の盛岡市と政令指定都市である宮城県仙台市のほぼ中間に位置し、沿岸の三陸方面への分岐点でもあり、交通と経済の中間拠点としての役割を担っている。

管内には、昨年世界文化遺産に登録された中尊寺金色堂(国宝建造物第1号)、浄土庭園で名高い

もうつつじ
毛越寺があり、また、天然記念物の名勝巖美溪、
日本百景で約100mの断崖が両岸にそびえたつ
名勝猊鼻溪、名湯の一関温泉郷や国定公園栗駒山
など、春の新緑、秋の紅葉など四季の変化が美しい豊かな自然景観と優れた歴史的文化遺産を有している。

さらには、名勝巖美溪をロープによって横断する独特の販売方法で有名な「郭公だんご」やマンゴー級の甘さのある「南部一郎カボチャ」などの名産・特産物のほか、夏には一関市の地ビール「いわて蔵ビール」をはじめ、北は北海道から南は沖縄までのおよそ100種類の地ビールが勢ぞろい

防火管理業務不適正違反に対し 警告を行った事例

一関市消防本部予防課 建築設備係長兼査察指導係長 村上智紀





消防本部の全景

する国内最大規模の「全国地ビールフェスティバル in 一関」が開催され、全国の地ビールファンが集い盛りあがる。

一関市消防本部の沿革及び概要

当消防本部は、前身が1市6町2村で構成する一部事務組合として昭和47年に発足し、消防業務を開始、現在は平成の市町村合併に伴い消防事務を受託した1町(平泉町)を含む単独消防本部となり、4課・4署・5分署・1分遣所、消防職員221名(消防吏員211名・事務職員10名)で組織されている。

予防業務の体制

予防業務の体制は、本部予防課に建築設備、査察指導、危険物保安の3係を置き、予防課長以下4名体制で消防同意、消防用設備等審査、査察計画、火災統計及び危険物の許認可に係るもののほか、岩手県からの移譲事務による火薬、高圧ガス、液化石油ガス及びガス事業等に関する事務を行っている。

また、各消防署に予防係を配置し、立入検査や検査業務、各種規定による届出事務のほか、春秋の火災予防運動期間中の火災予防の啓発活動や住宅用火災警報器の設置促進活動等を実施している。

査察体制及び近年の違反是正

管内には、防火対象物4,769棟、危険物施設758施設があり、用途、規模等により第1種から第4種に区分し、年間査察計画に基づき各署所ごと定期的に立入検査を実施している。

また、立入検査の結果、消防法令違反が判明すれば、「立入検査結果通知書」により防火対象物の関係者に行政指導を行うとともに、「改修計画書」の提出を求めている。

近年の違反処理は、平成19年度にガスコンロの使用停止命令1件、平成22年度には防火管理業務不適正違反による警告1件を行っている。

本稿では、防火シャッター及び防火扉周辺に商品が存置されていたことによる閉鎖障害、避難障害並びに消防計画に基づく避難訓練が未実施であった物販店舗に対し警告を行った事例を紹介する。

本件防火対象物の概要

(1)対象物の概要

- 使用開始：平成元年4月
- 建物構造：鉄骨平屋建て(屋上駐車場付き)
- 建築面積：2,041.90㎡
- 延べ面積：2,049.19㎡
- 用途：4項 物販店舗
- 収容人員：360名

㊦ 違反是正

(2)防火管理等の状況

- 防火管理者：店長を選任し届出済
- 消防計画：消防計画書届出済
- 点検報告：消防用設備等点検結果報告済、防火対象物点検報告済

(3)消防用設備等の設置状況

- 消火器、屋内消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備(放送設備)、消防機関へ通報する火災報知設備(3項電話)、移動式粉末消火設備、誘導灯

警告書交付までの指導経過等

本件防火対象物は、食料品、衣料品及び日用雑貨等を販売する店舗であり、平成元年4月の使用開始以来、消防用設備等は適正に設置維持され、各種届出もなされており、軽微な指摘事項はあったものの即日改修されるなど、重大な違反等は見受けられなかった。

しかし、平成21年2月9日の立入検査以後においては、数次にわたる違反が見受けられ、警告書交付に至るまでの指導経過については、次のとおりである。

————— 平成21年2月9日、立入検査実施

(1)違反事項

- ①消防訓練未実施
- ②防火対象物点検未実施

(2)指導経過

違反事項については、立入検査結果通知書により指導

(3)改修経過

防火対象物点検については、平成21年3月24日に点検を実施したが、消防訓練については未実施を継続

————— 平成21年4月2日、平成21年3月24日に実施された防火対象物点検の結果報告

(1)不備事項

- ①消防訓練未実施
- ②商品存置による防火シャッターの閉鎖障害
- ③非防災製品であるカーペットの使用

(2)改修経過

防火シャッターの閉鎖障害については、報告の

あった平成21年4月2日に商品を除去し改修済

————— 平成21年11月10日、立入検査実施

(1)違反事項

- ①防火シャッターの降下空間に衣類などの商品の存置があり、防火シャッターの閉鎖障害が認められた。

②消防訓練未実施

③非防災製品であるカーペットの使用

(2)指導経過

違反事項については、立入検査結果通知書により指導

(3)改修経過

上記、①及び②の違反事項に対する改修計画書は提出されていない。

————— 平成22年3月18日、防火対象物点検結果報告書の提出あり

平成21年4月2日に報告された内容と同様の不備事項の内容であった。

このため、翌日の平成22年3月19日に前日に提出された防火対象物点検結果報告書の不備事項に対する改修指導のため、現地へ署員が出向した。

改修指導の結果、防火シャッターの降下空間にあった商品及び非防災製品のカーペットは除去され即日改修済となり、消防訓練については、消防計画に基づいて実施する旨の改修計画書が提出された。

————— 平成22年7月20日、維持管理状況等の確認に出向

平成22年3月18日に提出された防火対象物点検結果報告書の一部未改修事項と、防火シャッターの降下空間の維持管理状況の確認のため、事前通告を行わずに立入検査を行った。

しかし、再度防火シャッターの降下空間に衣類などの商品存置と防火扉周辺に商品存置が認められ、消防訓練も依然として未実施であることが判明した。

違反処理への移行

違反の確知以降、商品の除去命令も視野に入れながら是正指導を行ってきたが、即日又は翌日までに商品を除去していたため、商品の除去命令の

措置までには至っていなかった。

しかし、不特定多数の者が利用する物品販売店舗であり、火災が発生したならば人命に危険であると考えられることに加え、消防の再三の是正指導にも関わらず、いざ職員が立ち去れば元に戻すといった繰り返し違反が認められ悪質性があり、避難施設の維持管理が適正に行われていないことが一番の問題となっていたことから、一関市消防本部火災予防違反処理規程の違反処理基準表に基づき、法第8条第1項の防火管理業務不適正違反による第1次措置として警告を行うこととした。

なお、本件関係者の言分の中には、「一部店舗南側の防火扉(常閉のもの)を開放し商品を置いていたのは、その場所は死角となる場所で万引き防止など防犯上の理由から扉を開放しておくため商品を置いていた。」との内容もあった。

警告書の交付

平成22年7月20日の立入検査後、ただちに違反事実について記録するとともに、補足資料として写真及び図面での記録も行った。

なお、違反の程度と内容から、実況見分調査及び質問調書での記録は省略しており、一関市消防

本部火災予防違反処理規程に基づく違反調査報告書に違反事実を記録した。

また、当消防本部では、法第3章に係る違反処理の主体は消防長、それ以外に係る違反処理の主体は当該違反対象物を管轄する消防署長としていることから、調査員は一旦帰署後、署長に口頭で報告後速やかに警告書を作成し、同日に本件防火対象物の店舗において、代表者立会いのもと違反事実を確認させ、次の内容による警告書を交付した。

(1)違反概要

- ①防火シャッター及び防火扉周辺に商品が存置されており、閉鎖障害及び避難障害となっていることから、避難又は防火上必要な設備の維持管理が適正に行われていないこと。
- ②消防計画に基づく消防訓練が1年以上行われていないこと。

(2)警告事項(法第8条第1項防火管理業務不適正違反)

- ①平成22年7月21日までに防火シャッター及び防火扉周辺の商品を除去すること。
- ②消防計画に基づく消防訓練を年2回以上実施すること。



平成22年7月20日立入検査の状況
防火扉の周辺に商品存置あり(防火戸の閉鎖障害)。



平成22年7月21日警告書交付後の確認の状況
防火扉の商品が除去され可動空間の明示がなされた。

❶ 違反是正

※消防訓練については、実施に係る妥当な履行期限を考慮し、第1回目の実施については、用途及び規模からして2週間以内の実施を求めた。

警告に対する履行状況及び維持管理状況について

(1) 履行状況

①平成22年7月21日に署員が確認出向し、防火シャッターの降下空間及び防火扉周辺の商品が除去されているのを確認するとともに、床面に防火シャッターの降下空間及び防火扉の可動空間の明示がなされていた。

②前記の確認時に併せて、消防訓練の実施通知書が提出され、平成22年7月27日署員立会いのもと、総合避難訓練を実施した。

(2) 維持管理状況

平成22年8月16日、署員がその後の維持管理状況を確認するため、事前通告を行わずに立入検査を実施したところ、防火シャッターの降下空間及び防火扉の可動空間が確保されており、以後の定期査察においても、継続して適正に維持管理されていることを確認している。

おわりに

違反処理は、防火対象物を安全な状態に維持管理させるためであり、命令・告発を最終目的とするものではなく、相手に理解を求め行政指導の段階で目的を達成させることが本来の目的であると言える。

本件で一番問題となっていたのは繰り返し違反の悪質性であり、何度となく指導と警告を行ったことにより、行政側の強い熱意が相手側に伝わり、結果的に行政指導の段階で是正され、適正に維持管理がなされていることは、違反処理の本旨を達成できたと思う。

当消防本部は予防業務ばかりではなく、警防業務その他各種業務も兼務しており、専門で違反処理担当を置く大規模消防本部と比較しマンパワー不足は否めない。

また、近年の予防行政の高度化や団塊世代の大量退職時期を迎えており、予防技術の低下も懸念されていることから、違反是正に係る研修会等を開催し予防技術の向上に努めるとともに、市民の「みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり」を実現するため、今後も職員一丸となって取り組んで行く所存である。



名勝厳美溪